

水質関係法令集(平成 26 年 3 月) 正誤表

2014. 9. 24 現在

該当箇所	誤	正
P. 55 上段左から2行目	平成二十五年十二月??日施行	平成二十五年十二月 <u>二十</u> 日施行
P. 83 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼(抄)	本ページ全面差し替え【別添】	
P. 96 表 上から8行目の右端列 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例 別表(第2条関係) 3 (1) イ 平成4年4月1日以後に特定施設を設置するもの(表) 食料品製造業に係るもの(平均排水量の区分 20 立方メートル以上)の行 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有物)の列	<u>30</u>	<u>20</u>
P. 231 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準 別表1～別表4	欠落部分(別表1～別表4)の追加【別添2】	

○排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼（抄）

〔昭和六十年五月三十日
環境庁告示第二十七号〕

最終改正

平成二十二年七月二十七日環境庁告示第七十八号

第一 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼

排水基準を定める省令別表第二の備考6の窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼は、次に掲げる湖沼とする。

【岡山県】

- 児島湖 岡山県岡山市及び玉野市
- 阿部倉ダム貯水池 岡山県岡山市
- 鳴滝上池（大池） 岡山県玉野市
- 大ヶ池 岡山県備前市
- 鳴滝ダム貯水池（鳴滝湖） 岡山県加賀郡吉備中央町

第二 燐含有量についての排水基準に係る湖沼

排水基準を定める省令別表第二の備考7の燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼は、次に掲げる湖沼とする。

【岡山県】

- 安部倉ダム貯水池 岡山県岡山市
- 児島湖 岡山県岡山市及び玉野市
- 旭川第一ダム貯水池（旭川湖） 岡山県岡山市、真庭市、久米郡美咲町及び加賀郡吉備中央町
- 黒木ダム貯水池 岡山県津山市

- 塩手ダム貯水池（塩手池） 岡山県津山市
- 津川ダム貯水池 岡山県津山市
- 天王池 岡山県玉野市
- 鳴滝池 岡山県玉野市
- 鳴滝上池（大池） 岡山県玉野市
- 奥山池 岡山県笠岡市
- 尾坂ダム貯水池 岡山県笠岡市
- 中池 岡山県笠岡市
- 青野ダム貯水池 岡山県井原市
- 星田ダム貯水池（星田池） 岡山県井原市
- 明治ダム貯水池（明治池） 岡山県井原市
- 鬼ヶ岳ダム貯水池 岡山県井原市及び小田郡矢掛町
- 田原ダム貯水池 岡山県高梁市
- 新成羽川ダム貯水池（備中湖） 岡山県高梁市及び広島県神石郡神石高原町
- 大佐ダム貯水池 岡山県新見市
- 千屋ダム貯水池（千水湖） 岡山県新見市
- 小阪部川ダム貯水池（美穀湖） 岡山県新見市
- 河本ダム貯水池 岡山県新見市
- 高瀬川ダム貯水池 岡山県新見市
- 大ヶ池 岡山県備前市
- 八塔寺川ダム貯水池 岡山県備前市
- 湯原ダム貯水池（湯原湖） 岡山県真庭市
- 久賀ダム貯水池 岡山県美作市
- 瀧の宮ダム貯水池 岡山県美作市
- 三角池 岡山県小田郡矢掛町
- 恩原ダム貯水池（恩原貯水池） 岡山県苫田郡鏡野町
- 香々美ダム貯水池 岡山県苫田郡鏡野町
- 苫田ダム貯水池（奥津湖）
- 西原ダム貯水池 岡山県勝田郡奈義町
- 俵原上池（俵原池） 岡山県加賀郡吉備中央町
- 長宗池 岡山県吉備中央町
- 鳴滝ダム貯水池（鳴滝湖） 岡山県加賀郡吉備中央町
- 横谷ダム貯水池 岡山県加賀郡吉備中央町

附則略

○排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域（抄）

〔平成五年八月二十七日
環境庁告示第六十七号〕

最終改正

平成十二年十二月十四日環境庁告示第七十八号

第一 窒素含有量についての排水基準に係る海域

排水基準を定める省令別表第二の備考6の窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域は、次に掲げる海域とする。

- 瀬戸内海 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海

第二 燐含有量についての排水基準に係る海域

排水基準を定める省令別表第二の備考7の燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域は、第一に掲げる海域とする。

備考 第一及び第二に掲げる海域の範囲又は位置は、平成五年十月一日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

附則略

別表 1

化学的酸素要求量に係る a, b, a₀及び b₀の値

化学的酸素要求量に係る排水基準 〔単位 リットル〕 〔につきミリグラム〕	a	b	a ₀	b ₀
15	17.0	0.97	16.3	0.98
20	22.7		21.7	
25	28.3	0.95	27.2	0.96
30	37.0		35.5	
35	43.1		41.4	
40	49.3		47.3	
45	55.4		53.2	
50	61.6		59.1	
60	73.9		70.9	
70	86.2		82.7	
80	98.6		94.5	
90	111		106	
100	140	0.92	134	0.93
120	168		161	
130	182		174	
150	209		201	
160	223		214	

別表 2

窒素含有量に係る a, b, a₀及び b₀

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 (単位 一日につき 立方メートル)	a		b	a ₀	b ₀
			既設 事業場	新設 事業場			
紙パルプ製造業に係るもの		500以上	17.8	11.9	0.96	17.0	0.97
		500未満	26.8	20.1	0.93	25.7	0.94
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		500以上	35.5	11.9	0.96	34.0	0.97
		500未満	53.6	40.2	0.93	51.4	0.94
旅館業又は病院に係るもの			71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場		35.5	23.7	0.96	34.0	0.97
	飲食店		71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
自動式車両洗浄施設を設置するもの		500以上	17.8	11.9	0.96	34.0	0.97
		500未満	26.8	20.1	0.93	68.0	0.94
し尿処理施設を設置するもの	し尿浄化槽		59.1	23.7	0.96	56.7	0.97
みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	し尿を単独に処理するもの		119	35.5	0.96	113	0.97
	その他のもの		71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業		11.9	11.9	0.96	11.3	0.97
	自動車分解整備事業		17.8	11.9	0.96	17.0	0.97
			26.8	20.1	0.93	25.7	0.94
	研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業		71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
	その他のもの	500以上	23.7	11.9	0.96	22.7	0.97
500未満		40.2	26.8	0.93	38.5	0.94	
その他の特定事業場 (水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表1の(3)の表に規定する特定事業場に限り。)	500以上	23.7	11.9	0.96	22.7	0.97	
	500未満	40.2	26.8	0.93	38.5	0.94	

備考

- 1 特定事業場の区分は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表備考1に定めるとおりとする。
- 2 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場においては、aが最小となる特定事業場の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 3 この表の特別業種の区分欄に掲げる事業でこの表の特定事業場の区分欄に掲げる同一の特定事業場に属するものを2以上行っている工場又は事業場においては、aが最大となる特別業種の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 4 この表の特定事業場の区分に該当しない湖沼特定事業場に係るa, b, a₀及びb₀の適用については、aを142と、bを0.96と、a₀を136と、b₀を0.97とする。

別表 3

りん含有量に係る a, b, a₀及び b₀

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 (単位 一日につき 立方メートル)	a		b	a ₀	b ₀
			既設 事業場	新設 事業場			
紙パルプ製造業に係るもの		500以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97
		500未満	5.36	2.68	0.93	5.14	0.94
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		500以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97
		500未満	5.36	2.63	0.93	5.14	0.94
旅館業又は病院に係るもの			8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場		4.73	2.37	0.96	4.53	0.97
	飲食店		8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
自動式車両洗浄施設を設置するもの		500以上	2.37	1.19	0.96	2.27	0.97
		500未満	4.02	2.68	0.93	3.85	0.94
し尿処理施設を設置するもの	し尿浄化槽		7.10	3.55	0.96	6.80	0.97
みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	し尿を単独に処理するもの		11.9	4.73	0.96	11.3	0.97
	その他のもの		8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業		1.19	1.19	0.96	1.13	0.97
	自動車分解整備事業		2.37	1.19	0.96	2.27	0.97
			4.02	2.68	0.93	3.85	0.94
	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業		8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
	その他のもの	500以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97
		500未満	5.36	2.68	0.93	5.14	0.94
その他の特定事業場 (水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。)	500以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97	
	500未満	5.36	2.68	0.93	5.14	0.94	

備考

- 1 特定事業場の区分は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表備考1に定めるとおりとする。
- 2 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場においては、aが最小となる特定事業場の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 3 この表の特別業種の区分欄に掲げる事業でこの表の特定事業場の区分欄に掲げる同一の特定事業場に属するものを2以上行っている工場又は事業場においては、aが最大となる特別業種の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 4 この表の特定事業場の区分に該当しない湖沼特定事業場に係るa, b, a₀及びb₀の適用については、aを19.0と、bを0.96と、a₀を18.1と、b₀を0.97とする。

別表 4

1 下水道終末処理施設に係る d の値

事業場名称	d		
	化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
児島湖浄化センター	1.0	0.18	0.08
山手浄化センター	1.0	1.0	1.0
流通団地浄化センター	1.0	1.0	1.0
足守浄化センター	1.0	0.50	0.50
芳賀佐山浄化センター	1.0	1.0	1.0
倉敷下水処理場	0.42	0.50	0.50

備考 児島湖浄化センターに係る化学的酸素要求量の排水基準を算定する場合にあつては、第3号の算式中Cは、同号の規定にかかわらず、生物化学的酸素要求量の排水基準とする。

2 地方公共団体が設置するし尿処理施設に係る d

事業場名称	d		
	化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
アクアセンター吉備路	1.0	1.0	1.0
一宮浄化センター	1.0	1.0	1.0
備南衛生施設組合清鶴苑	1.0	1.0	1.0

3 地方公共団体が設置する浄化槽及び農業集落排水施設に係る d の値

(1) 化学的酸素要求量に係る排水基準及び d の値

構造方法	構造	人槽	排水基準 〔単位：一リットルにつきミリグラム〕	d
第6	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式 散水ろ床方式 標準活性汚泥法式	501人以上	40	0.75
		201人以上 500人以下	80	0.38
第7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19
第8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	501人以上	40	0.25
		201人以上 500人以下	80	0.13
第9	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19
第10	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19
第11	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19

備考

- 「構造方法欄」は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年告示」という。）の構造方法を示す。
- 昭和55年建設省告示第1292号の一部を改正する件（平成12年建設省告示第1465号）による改正前の昭和55年告示に基づく性能を有する浄化槽、個別認定を受けた浄化槽その他この表に示す構造にあてはまらない浄化槽（3において「旧構造の浄化槽」という。）については、その性能を排水基準（水質汚濁防止法又は条例に基づく排水基準であって最大値に係るものをいう。（2）の表備考2において同じ。）で除した値を d 値（小数点以下2位未満は、切り上げるものとする。）とする。
- 旧構造の浄化槽についての化学的酸素要求量に係る排水基準は、1リットルにつき80ミリグラムとする。

(2) 窒素含有量及びりん含有量に係る排水基準及びdの値

構造方法	構造	排水基準 〔単位 リットルにつきミリグラム〕		d	
		窒素含有量	りん含有量	窒素含有量	りん含有量
第6	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式 散水ろ床方式 標準活性汚泥法式	20	3	1.0	1.0
		30	4		
		50	6		
		60	7		
		100	10		
第7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	20	3	1.0	1.0
		30	4		
		50	6		
		60	7		
		100	10		
第8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	20	3	1.0	1.0
		30	4		
		50	6		
		60	7		
		100	10		
第9	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	3	1.0	0.34
		30	4	0.67	0.25
		50	6	0.40	0.17
		60	7	0.34	0.15
		100	10	0.20	0.10
第10	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	3	0.75	0.34
		30	4	0.50	0.25
		50	6	0.30	0.17
		60	7	0.25	0.15
		100	10	0.15	0.10
第11	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	3	0.50	0.34
		30	4	0.34	0.25
		50	6	0.20	0.17
		60	7	0.17	0.15
		100	10	0.10	0.10

備考

- 1 「構造方法欄」は、昭和55年告示の構造方法を示す。
- 2 昭和55年建設省告示第1292号の一部を改正する件（平成12年建設省告示第1465号）による改正前の昭和55年告示に基づく性能を有する浄化槽，個別認定を受けた浄化槽その他この表に示す構造にあてはまらない浄化槽については，その性能を排水基準で除した値をd値（小数点以下2位未満は、切り上げるものとする。）とする。